

**第2次札幌市児童相談体制強化プラン(平成29年4月公表 重点取組期間:平成29年度～平成31年度)
に対する取組状況と評価等**

令和元年7月末現在

方向性	具体的取組	取組状況等	自己評価・課題・今後の方向性等
1 相談支援力の強化	新たなアセスメントツールの開発 関係機関との合同研修等	平成30年3月に「在宅支援アセスメントシート」「児童虐待防止ハンドブック」が完成。平成30年4月に本格運用を開始するとともに、関係機関にハンドブックを広く配布(約5,000部)。平成30年度に開発時と同様の体制のWGを設置してアセスメントツールの活用状況の検証を行い、アセスメントシート・ハンドブックの改善を図った。 平成31年3月より、改訂版のハンドブックの配布を進めており、今後も広く活用を行いながら周知・研修を充実させていく予定。	在宅支援アセスメントシートの活用により、世帯の状態像を把握しやすくなるとともに、個別ケース検討会議の効果的な議事進行につながっている。 また、児童虐待防止ハンドブックの配布・共有により、児童相談所、区家庭児童相談室、関係機関での連携の枠組みの共有や、各機関における児童虐待に対する理解が広がっている。 こうした取組を継続することで、現に支援を必要としている世帯への支援の質を高めるとともに、幅広く関係機関の虐待への感度を高め、連携強化につなげていくことが重要。 なお、今回の中央区の2歳女児死亡事案を踏まえると、通告受理から介入するまでのリスク評価を、関係機関といかに共有するかは、今後強化していく必要がある。
2 専門性の強化	児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実	平成29年度より、児童福祉法の改正による児童福祉司及び要対協調整担当者向けの義務研修(5日間×3研修)、新たなアセスメントツール関連研修及び家族支援に関する研修等を実施。 平成31年3月に札幌市児童相談関係職員人材育成・研修実施方針を策定し、今年度より、体系的で実践的な研修を本格的に実施。	児童福祉法義務研修の開始により、以前よりも新任職員の研修機会は大きく拡充されている。加えて、今年度から本格化したスキルアップ研修の継続により、各職員の専門性向上や、組織的な専門性の蓄積につながっていくものと考えている。 また、援助・方針会議等における医師職の助言や定期的な弁護士相談により、医学的見地や法的根拠に基づいた支援の実現等につながってきている。 一方、経験の浅い職員の割合が依然として高く、それらの職員を相談・支援あるいは調査業務に従事させざるをえない状況であることから、これまで以上に、専門性を有する職員の確保を図り、児童相談所の人員体制の強化を進めていく必要がある。
	児童相談所への専門職の配置等	平成29年度より、子ども発達支援総合センターの医師職が児童相談所と兼務。 令和元年度より、児童相談所における弁護士への定期的な法律相談(週1回)を実施。(7月末までの相談件数:30件)	援助方針会議への兼務医師職の参加(週2回)により、援助方針の決定に医学的視点を反映させることができるようになったが、日常的な相談体制の確保に向けて、医師職の常時配置も含めて検討を進めていく必要がある。(令和元年改正法関連事項) また、児童相談所内で弁護士と相談ができるようになったことで、法的観点からの日常的な相談が可能となったところ。児童相談所の業務の性質上、日常的に弁護士の助言を受けられる体制が望ましいため、相談体制の充実を図る必要がある。(令和元年改正法関連事項)
	各区家庭児童相談室の専門性の強化	区家庭児童相談室は、平成28年度から各区1名増となった(事務職員)。 また、係長職は全員が保健師職となっており、事務職員と保健師が共同で事案に対応している。	各区の事務職員の多くは、福祉コース採用者、児童相談所経験者、福祉関係業務の経験者が配置されている。 また、児童相談所職員が受講対象となっている研修にも可能な限り、区の職員が参加できるようにしており、専門性の強化を図っているところである。 今後も、専門性がさらに強化されるようにしていきたい。
3 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有	平成30年度に、児童相談所から区への事案送致等について業務フローの整理を行い、運用を開始。 児童相談システムの各区家庭児童相談室への拡大(閲覧)を平成29年12月より開始。令和元年度中に、区が主担当のケースのシステム管理を開始する予定。	児童相談システムの各区家庭児童相談室への拡大により、対応記録等の確認が必要な場合等に、速やかに情報を把握できるようになった。 在宅支援の実施とモニタリング・マネジメントを行うための地域拠点として、各区がその役割を担う必要があるが、体制面から現状では十分には役割を果たせていないため、各区の職員数を含めた組織体制を強化していく必要がある。
	児童家庭支援センターとの連携強化	平成30年度より、児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会(月1回)を開始。令和元年度より、児童家庭支援センターへの指導委託(措置による在宅指導)を拡充していく。	児童家庭支援センターへの指導委託の拡充により、世帯の状況に応じた在宅支援の充実に繋がってきている。 また、児童家庭支援センターへの相談件数そのものも増加傾向にあり、一定程度、児童家庭支援センターで支援が行われていることがうかがえ、情報共有会等を通じた情報共有は今後もますます重要になるものと認識している。
	第二児童相談所の設置に関する検討	平成30年度より、本市の現状と課題の分析及び他都市調査等を実施し、児童相談所の体制強化の方向性について検討を進めている。	身体的虐待及びネグレクト等の件数は年々増加しており、これに伴う一時保護の必要性の高まりにより、一時保護所と、里親や施設などの一時保護委託先において一時保護が必要な子どもの受入れが困難になっている。 また、段階的な職員数の増加に伴い、現状でも執務スペースが狭隘化しているが、令和4年度までに児童福祉司、令和6年度までに児童心理司を大幅に増員する必要があること、面談室も不足していることから、現在の児童相談所での対応では難しい状況となっている。 そのため、第二児童相談所(設置する部門:総務、相談・判定・指導・措置、一時保護等)を設置することで、キャパシティ不足の解消を目指すとともに、各地域とのアクセス性を向上することで、市民の利便性向上や、各区及び関係機関との連携強化を目指していきたい。

第2次札幌市児童相談体制強化プラン(平成29年4月公表 重点取組期間:平成29年度～平成31年度)
に対する取組状況と評価等

令和元年7月末現在

方向性	具体的取組	取組状況等	自己評価・課題・今後の方向性等
4 地域資源の整備と地域支援の充実	(仮称) 養育支援ヘルパーの派遣	養育状態の改善が必要な世帯等への家事支援及び育児支援を行う「養育支援員派遣事業」を創設し、平成29年12月より派遣を開始。 ＜支援世帯数＞ 平成29年度：3世帯 平成30年度：9世帯	養育支援員の派遣により、室内環境の改善や、親子の関係性向上などの効果が見られており、世帯の状況に応じた在宅支援の充実につながってきている。 区家庭児童相談室や児童相談所において、養育環境の改善が必要な場合や、定期的な訪問による家事・育児支援が必要な場合など、養育支援員による支援が必要な世帯を把握した場合に速やかに支援につなげられるよう、支援世帯数に応じた担い手の確保等を進めていく必要がある。
	児童家庭支援センターの整備	(第1次強化プランからの継続) 児童家庭支援センターの設置数 H23.3末：3か所 → H29.3末：4か所 → R1.7末：4か所	H30.7.6に国が発出した「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」により、本市及び各施設を運営する法人において、社会的養護体制の整備に係る計画の見直しが必要となったことから、第2次強化プランの重点取組期間中の整備は見送りとなっている。 在宅支援を行う上で、児童家庭支援センターは重要な役割を担う機関であることから、地域バランスを考慮して整備を進めるとともに、支援の質の向上を図る必要がある。
	通所による保護者支援の充実	児童家庭支援センターに係る実績(来所相談と訪問相談の計) H28年度：1,090件 → H30年度：2,108件	児童家庭支援センターにおいても、電話による相談だけではなく、直接顔を合わせての相談の重要性や実効性については理解していただいております、件数としても増加しています。 引き続き、児童相談所機能を補完する、児童家庭支援センターの機能を発揮すべく、支援の充実を図ってまいります。
	児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討	各区及び児童家庭支援センターへの指導委託及び各区への事案送致など、地域資源を活用した在宅支援の枠組について整理。	従前からのショートステイ等の地域資源の活用に加え、児童家庭支援センターへの指導委託の拡充や養育支援員の派遣開始等により、地域での在宅支援体制が段階的に強化されてきている。 児童虐待の防止に向け、地域資源を活用した在宅支援の実行とマネジメントを強化するためには、要対協の調整機関である各区家庭児童相談室の役割が重要であることから、より一層の体制・機能強化を進める必要がある。
5 社会的養護体制の強化	新規里親開拓と里親支援の推進	里親制度に関する広報啓発活動等により、新規里親登録も増えてきているが、里親登録数は横ばい傾向であり、社会的養育の地域バランス確保には至っていない。 平成30年度より未委託里親に研修を行う「里親トレーニング事業」を開始し、里親等委託率及び委託里親の割合が高まってきている。 ＜主な統計＞ 登録里親数 H29.3末：247組 → H31.3末：246組 委託里親の割合 H29.3末：37.2% → H31.3末：47.9% 里親等委託率 H29.3末：24.7% → H31.3末：29.7%	商業施設でのパネル展など、新たな広報啓発活動を実施した。登録数の増には結びついていないが、「里親トレーニング事業」により、未委託里親への支援充実が図られており、委託促進に効果が上がっている。 里親登録数は不足しており、さらに里親委託を推進していくためには、里親登録増加に向けた取組が急務である。また、増加する里親、里子へきめ細やかな支援を実施していくためには、支援体制の大幅な強化が必要である。
	施設入所児童等に対する自立支援	「社会的養護自立支援事業」の一環として、平成29年度より、措置解除後の居住費及び生活費の支援を開始。 さらに、22歳までの継続的な支援体制の充実を目的として、令和元年度より、支援コーディネーターの配置と生活相談支援を開始(社会福祉法人に委託し、児童相談所と連携して支援)。 ※生活相談支援は従来から行っていた就労相談支援と統合し、一体的に実施。(民間事業者に委託し、コーディネーター等と連携して支援)。 ＜居住費及び生活費の支援実績＞ 平成29年度：延べ6人 平成30年度：延べ13人	居住費及び生活費支援は平成29年度から先行実施し、本人や措置先と調整のうえ、支援が必要な者に対し漏れなく支援を実施している。 支援コーディネーターについては、児童相談所の職員体制では限界があるため民間事業者に委託して実施しているが、まだまだ制度の周知が進んでいない。 市外措置児童も多いため、受託者や北海道と連携して制度の周知を図ってきたい。 生活相談支援と就労相談支援は支援コーディネーターと連携する体制を構築しており、効果的な支援ができるよう検証を重ねてまいりたい。